

岐阜県流域下水道事業経営戦略【概要版】

令和6年3月改定

1. 経営戦略の趣旨

下水道事業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や老朽化施設の増大により、今後厳しさを増すことが予測されており、頻発する自然災害リスクへも対応していく必要があります。本県は、流域下水道事業の経営の健全化のため、中長期的な視点から将来の人口動態や更新需要の予測を行い、持続可能な下水道事業運営を図れるよう令和3年3月に経営戦略を策定しました。

今回、令和6年3月で策定から3年が経過していることに加え、物価上昇等の社会経済情勢の変化があったため、経営戦略の改定を行います。



【計画期間】：令和6(2024)年度～令和15(2033)年度までの10年間

2. 事業概要

本県は、昭和52年2月に木曾川右岸流域下水道事業に着手し、平成3年4月から供用を開始しました。

木曾川及び長良川流域4市6町※の公共下水道事業に合わせ事業を実施しています。

流域下水道事業においては、概ね施設整備が完了し、現在は施設の耐震化・耐水化工事、老朽化が進んでいる浄化センター、中継ポンプ場の水処理設備等の改築・更新を順次実施しています。

※流域関連市町：岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町、坂祝町、八百津町、川辺町、御嵩町

3. 経営状況の分析

流域下水道事業は、令和2年度から地方公営企業法の一部（財務に関する規定）を適用し、公営企業会計に移行しました。

経常収支比率は令和3年度を除き100%以上であり概ね収支均衡となっておりますが、令和4年度は電気料高騰に伴い汚水処理原価が増加し、今後も物価上昇による維持管理費や建設改良費の増加が見込まれることから、財源の確保や一層のコスト削減に努める必要があります。

4. 将来の事業環境

水洗化人口（接続人口）

水洗化率の推移と処理区域内（整備区域内）人口の推移を考慮して推計した結果、令和13年度（38万5千人）をピークとして減少に転じ、令和47年度では30万3千人となる見込みです。

※水洗化人口とは、実際に下水道に接続している人口のこと。水洗化率とは、下水道の処理区域内（整備区域内）の人口に対する水洗化人口の割合のこと。

年間流入汚水量

水洗化人口の減少により、令和15年度（約4,720万m³/年）をピークに減少に転じる見込みです。令和47年度では約3,870万m³/年となり、ピーク時の令和15年度と比較して、約82%に減少する見込みです。

5. 経営の基本方針

【基本理念】生活に不可欠な下水道の機能・サービスの持続的・安定的な提供

（1）持続可能な下水道機能の維持向上

ストックマネジメント計画に基づく水処理設備等の更新や長寿命化対策を行い、安全性の確保とともに、下水道機能の維持向上を図ります。

（2）災害に強い下水道施設の強靱化

地震・豪雨等による災害時にも下水道機能を維持できるよう施設の耐震化、耐水化に加え、発災後の事業継続が可能となるよう危機管理体制の確保を行い、防災・減災の観点から、災害に強い下水道施設の強靱化を図ります。

（3）経営基盤の強化

経営状況の的確な把握と社会経済情勢の変化への対応に努め、財源確保及びコスト削減に取り組み、経営基盤の強化を図ります。

6. 投資・財政計画（収支計画）

下水道経営については、持続的・安定的なサービスが提供できるような投資とともに、効率的な運営・維持管理が一層必要となります。このため財源（国庫補助金、企業債、関連市町からの負担金等）の確保やコスト削減に努め、収支均衡を図り、持続的安定的な運営を推進します。

（1）収益的収支

（単位：百万円）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的収入 (a)	5,781	5,691	5,589	5,562	5,452	5,426	5,346	5,337	5,301	5,265
収益的支出 (b)	5,665	5,660	5,574	5,533	5,405	5,364	5,312	5,277	5,261	5,255
当年度純利益 (a-b)	116	31	15	29	46	62	34	60	40	10

（2）資本的収支

（単位：百万円）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資本的収入 (c)	1,524	1,266	1,252	1,220	1,207	1,197	1,150	1,082	1,082	1,082
資本的支出 (d)	2,236	1,931	1,919	1,863	1,842	1,824	1,738	1,685	1,663	1,631
資本的収支差額 (c-d)	▲ 712	▲ 665	▲ 667	▲ 643	▲ 635	▲ 628	▲ 588	▲ 603	▲ 581	▲ 549

資本的収支の差額は損益勘定留保資金（※）等で補填するため、財源不足は生じない見込みです。

※損益勘定留保資金とは、減価償却費等の現金支出を必要としないものを費用に計上することによって留保される資金のこと。

7. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略は策定から一定期間（3～5年）毎に改定するものとします。また、毎年度決算確定後の実績と比較を行い、目標の達成度や投資・財政計画との乖離について検証しその結果を公表します。経営環境に大きな変更が生じた場合や維持管理負担金の改定が具体化した場合等、大幅な見直しが必要となった場合は、経営戦略の改定を行います。